

2024年10月24日

各 位

会 社 名 株式会社レーサム
代表者名 代表取締役社長 小町 剛
(コード番号：8890 東証スタンダード市場)
問合せ先 上級執行役員管理本部長 沖野 総司
電 話 03-5157-8881

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2024年12月後半に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年11月8日（金）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日： 2024年11月8日（金）
- (2) 公告日： 2024年10月24日（木）
- (3) 公告方法： 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://www.raysum.co.jp/ir/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2024年9月13日に公表した「ヒューリック株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、ヒューリック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2024年9月17日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、本公開買付けにより、当社株式のすべて（ただし、Rays Company (Hong Kong) Limited（以下「Rays社」といいます。）が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続の実施を予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者及び公開買付者の特別支配株主完全子法人となる予定のRays社が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後法令上及び実務上可能な限り速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者、Rays社及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定とのことであり、他方、②公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者及び公開買付者の特別支配株主完全子法人となる予定のRays社が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（本臨時株

主総会を指します。)を2024年12月後半を目途に開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及びRays社は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、上記②の場合に本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

但し、(i)本公開買付けが成立しない場合、又は(ii)上記①に該当する場合(本公開買付けの成立により、公開買付者及び公開買付者の特別支配株主完全子法人となる予定のRays社が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、株式売渡請求をする場合)には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以 上